

# 合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する 木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人全国木材市売買方組合連盟

平成 18 年 6 月 1 日制定

平成 26 年 3 月 28 日改正

令和 7 年 1 月 2 0 日改正

## 第一 目的

本実施要領は、一般社団法人全国木材市売買方組合連盟（以下「全買連」という。）が令和 7 年 1 月 2 0 日に一部改正した「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成 1 8 年 2 月 15 日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明及び林野庁が平成 2 4 年 6 月 18 日に公表し、令和 6 年 4 月に改正した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、発電用ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定は、原則として全買連の会員及びその構成する事業者を対象とするものである。

## 第三 事業者認定申請

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記 1 で定める「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「認定申請書」という。）を、会員を経由して全買連に提出しなければならない。

#### 第四 審査及びその結果の通知

1 全買連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された「認定申請書」の内容について、本実施要領「第五認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

3 全買連は、審査結果を申請者に通知するものとする。

#### 第五 「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

##### (分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木製品（以下「合法木材」という。）及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材と発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材が混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

##### (帳票管理)

- ③ 合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存すること。

##### (責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

##### (GHG 関連情報の管理等)

⑥国内木質バイオマスのGHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を所有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

## 第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 全買連は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める事業者認定書を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を全買連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

## 第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷にあたって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、別記3とする。

## 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品取扱実績報告書」及び別記4イで定める「発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱実績報告」により、合法木材及び発電用に供する木質バイオマスの証明の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに全買連へ報告する。
- 2 全買連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第九 立入検査

全買連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材及び発電用に供する木質バイオマスの証明の取扱が適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、全買連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど全買連に協力しなければならない。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類審査を実施することとする。



## 第十 認定事業者の取消し

1 全買連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を全買連盟のホームページ等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む）に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
- ③ 団体が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき、その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 全買連は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 第十一 事業者認定の継続

事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を全買連に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、令和7年1月20日から施行する。